

大阪市民のみなさんへ

「日本一の子育て・教育サービス」をめざして

子ども・教育

こども誰でも通園制度で保育所や幼稚園をご利用ください

7月から
試行実施

こども誰でも通園制度の試行的事業では、月に10時間まで定期的に保育所・認定こども園・幼稚園等を利用できます。就労していない方も申し込み可能です。事業内容や実施施設など詳しくはPDFをご覧ください。

誰が使えるの？

- ・市内在住の未就園児
- ・生後6か月～満3歳未満(利用日時点)

※認可外保育施設に通っている児童も対象(企業主導型保育事業所は除く)

費用は？


1時間あたり300円
(市民税非課税世帯は60円)

※生活保護受給世帯は無料です

申し込むには？

6月3日(月)から
事業を実施する施設に直接
申し込み

問い合わせ 民間施設等に関すること：こども青少年局幼保企画課 ☎06-6208-8031 FAX 06-6202-9050
 公立保育所に関すること：こども青少年局保育所運営課 ☎06-6684-9345 FAX 06-6684-9184

制度について詳しくはこちら 

子ども・教育

保育士として働きませんか？


子どもたちの笑顔のために!!

未経験でも、ブランクがあっても大丈夫！
さまざまなサポートのもとで、きっとあなたに合った
保育の現場が見つかります。

大阪市内で「保育士」として働くとこんな制度を利用できます

- 就職時の準備金を40万円まで貸付*
- お子さんの保育所等への優先入所
- お子さんの保育料や延長保育料などを2分の1まで貸付*
- ※貸付は2年間働くことで返還が免除されます。
- ※宿舎の提供や一定期間勤務した方に一時金を支給(実施は施設により異なります)

大阪市保育士・保育所等支援センターでは、市内の保育所等で働きたい方と保育所等とのマッチングなど就職のサポートを行っています。
ぜひセンターの利用登録をお願いします。

支援センターについて詳しくはこちら 

問い合わせ こども青少年局幼保企画課 ☎06-6208-8031 FAX 06-6202-9050

保育士等就職フェア

実際に職場で働く先輩保育士の生の声が聞けるイベントです！

日時 5月12日(日)12:00~16:00
場所 ハービスホール(北区)

当日参加OK!
入場無料

市政

「新・市政改革プラン」(令和6~9年度)を策定しました

~「未来へつなぐ市政改革」の実現~

社会状況の変化による行政課題に的確に対応し、未来へつなぐ市政改革を実現するため、新たな市政改革プランを策定しました。次の基本方針に基づき取り組みを進めていきます。詳しくはPDFをご覧ください。

基本方針

<h4>DXの推進</h4> <p>「サービス」「都市・まち」「行政」からアプローチし、市民QoL(生活の質)の向上と都市力の向上をめざし、「大阪市DX戦略」に基づき取り組みを推進する</p> <p>例 ・デジタル行政手続きの拡大 など</p>	<h4>ニア・イズ・ベターの徹底</h4> <p>「区政がめざす姿」に基づき、多様化・複雑化する市民ニーズにきめ細かく対応するとともに、活力ある地域社会づくりを推進する</p> <p>例 ・窓口サービスの向上 ・地域活動協議会のさらなる活性化 など</p>	<h4>業務改革の推進</h4> <p>将来的に労働力不足が見込まれる中でも、効果的・効率的に行政運営を行い、市民サービスの向上を図る</p> <p>例 ・多様化・複雑化する行政課題に対応できる専門性、行動力のある職員の育成や支援 など</p>
<h4>働き方改革</h4> <p>職員が安心して働くことのできる職場を実現し、優秀な人材の確保や市民サービスの向上につなげるため、「働き方改革実施方針」に基づき取り組みを推進する</p> <p>例 ・ワーク・ライフ・バランスの推進 ・多様な働き方ができる勤務環境の構築の推進 など</p>	<h4>官民連携の推進</h4> <p>民間が市の事業を担うことでコスト削減やサービス向上が期待できるものは、積極的に民間活力を活用する</p> <p>例 ・公共施設等の整備・運営等のPPP/PFI手法等の活用 ・より質の高い公共サービスの実現に向けた新たな事業手法の検討 など</p>	<h4>持続可能な行財政基盤の構築</h4> <p>急激な社会環境の変化にも対応できるよう、「持続可能な行財政基盤の構築」をめざす</p> <p>例 ・施設マネジメントの推進 ・未利用地の有効活用 など</p>

問い合わせ 市政改革室改革プラン推進担当 ☎06-6208-9885 FAX 06-6205-2660

おもいやりについて考えよう
ハンセン病患者等の人権

ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別は、今なお社会に根深く残っています。この偏見や差別を解消するには、ハンセン病に関する正しい知識と、ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれている現実を理解することが必要です。人権に関する相談・お問合せは、地域支援課 地域支援グループ 4階43番 ☎06-6473-9743 まで